

## ２・３階空調機更新工事にかかる委託事業者の募集について

社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会において、２・３階空調機更新工事にかかる入札を行いますので、次の要領でご参加ください。

### 記

- １．工事名称      社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会      ２．３階空調機更新工事
- ２．契約先      社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会
- ３．施工場所      大阪市阿倍野区帝塚山１丁目３－８      阿倍野区在宅サービスセンター
- ４．工事期間      令和２年２月２９日（土）までに完工できる期間  
ただし、上記期間内で、契約先の日常業務に支障をきたさない日程・時間帯で工事を実施すること
- ５．工事概要      別紙 仕様書のとおり
- ６．応募資格      次に掲げる事項すべてに該当し、当法人がその資格を認めた者について、入札に参加することができる
  - （１） 大阪市入札参加有資格名簿に登録されていること。また、入札実施当日に停止措置の対象になっていないこと。
  - （２） 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていないこと。別添「特記仕様書」に準ずる。
  - （３） その他、入札参加に不相当と認められる者でないこと。
- ７．応募手続き
  - （１） 申込み方法  
別紙「入札参加申請書」（様式１）を当法人窓口（上記 工事施工場所）まで、原本を提出してください。
  - （２） 入札参加申請書 交付場所  
当法人窓口及び当法人ホームページ（ダウンロードできます）
  - （３） 提出期間・提出先  
令和元年１２月２日（月）から令和元年１２月１２日（木）午後５時までに当法人窓口まで
  - （４） 資格通知  
令和元年１２月１６日（月）付けで郵送します

- (5) 入札関係提出書類  
入札書・見積書（様式自由・必ず機器の名称・形式を明記のこと）
- (6) 提出期間・提出先  
令和元年12月25日（水）午後5時までに当法人窓口まで
- (7) 入札日・場所  
・日 時 令和元年12月26日（木）午前11時  
・場 所 当法人 会議室  
・その他 必ずしも入札に立ち会う必要はありません。入札結果は後日お知らせします
- (8) その他  
契約書は、発注者と協議のうえ、落札者が2通作成のこと
- (9) 問合せ先  
社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会 山口・生泉  
住 所 〒545-0037 大阪市阿倍野区帝塚山1-3-8  
電 話 06-6628-1212  
F A X 06-6628-9393

# 見積り仕様書

社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会

1. 工事名称 大阪市阿倍野区社会福祉協議会 2・3階空調機更新工事
2. 施工場所 大阪市阿倍野区帝塚山1丁目3-8 阿倍野区在宅サービスセンター
3. 工事内容 空調機更新工事（別紙 機器表を参照ください）
4. 発注者 社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会
5. 工期 令和2年2月29日（土）までに完工できる期間  
ただし、上記期間内で、契約先の日常業務に支障をきたさない日程・時間帯で  
工事を実施すること
6. 工事概要
  - ・ 施工場所の2・3階空調機器を更新する（別紙 「空調更新工事」図面を参照ください）  
図面に機器表を添付しています。設置機種は、この機器表の機種もしくは、同等品以上の性能を持つ機種でご提案ください
  - ・ 配管、配線類は使用可能なものは再使用すること
  - ・ 養生については、各部屋、床、壁、搬入ルート全てにすること
  - ・ 天井内、壁内等隠ぺい部の配管や機器については残置してもよい
  - ・ 加湿については行わないものとする
  - ・ メンテナンスが必要な箇所は点検口を設けること
  - ・ リモコンは全ての空調機に取り付けるが、1階事務所の集中コントローラに取り込み、  
1階からも発停できるようにすること（厨房の空調機を除く）
  - ・ 室内機及びリモコンの配置は現在の配置にとらわれず、打ち合わせの上バランスの良い  
配置にすること
  - ・ 現在、単独系統の2階脱衣室、食堂休憩室の空調機はマルチエアコンに取り込むこと
  - ・ 2階和室の天井は解体の後、同じように復旧すること
  - ・ 漏電遮断機は最適なものに交換すること
  - ・ 工事に際しては工程打ち合わせを綿密に行い、発注者の事業運営に支障が出ないように  
努めること
  - ・ その他
    - ・ 必要に応じ、官庁への届け出（騒音・消防・道路使用許可等）を怠らぬこと
    - ・ 工事を行うにあたり、それに伴う建築材料（残材・撤去材等）を搬出廃棄する場合、  
必ず「建築廃棄物管理表」を発行・提出のこと
    - ・ フロン回収工程管理表を作成し、適正に処理すること
    - ・ 関係法令等に基づき、届出等が必要な場合は適切に対応すること
    - ・ 工事時には、必要に応じて交通整理等の監視員を適切に配置すること
    - ・ 工程打ち合わせを行い、工事工程表を発注者に提出のこと

## 7. 適用規格

- ・新日本建築家協会編 建築設備工事共通仕様書
- ・電気設備技術基準及び内線規程

## 8. 検収・保証

- ・検収内容 施工完了後に試運転にて性能を満足することを確認し検収とする
- ・保証期間 空調設備は検収後、最低1年
- ・保証内容 保証期間において、設計、製作、施工等の不備による故障及び破損に対しては施工会社が無償にて改善復旧対応すること  
但し、天変地異、操作ミス、故意による生じた故障及び破損、消耗品等については保証範囲外とする

## 9. 見積り項目

- ・機器設備（空調機・付属品・防振架台）
- ・現地工事（冷媒配管、ドレン配管、ダクト工事）
- ・搬入据付、揚重、試運転調整
- ・電源配線、制御配線、ELB 交換
- ・付帯工事（養生、室外機架台調整、断熱工事、天井開口補修、点検口取付）
- ・撤去搬出、揚重、産廃処分、冷媒回収破壊処理

## 10. 別途工事等

- ・工事用電力、上下水道の維持管理及び使用料金
- ・資材置場及び工事用車両の駐車場の確保
- ・高調波対策工事
- ・換気設備工事
- ・加湿工事
- ・本見積り仕様書に未記載の事項については別途協議とする

## 11. 質疑応答

- ・質疑がある場合は、メールで受付けます  
質疑提出 令和元年12月20日（金）午後5時までにメールで提出のこと  
質疑回答 令和元年12月24日（火）午後5時までにメールで回答します
- ・メールアドレス abevb@abenokushakyo.jp  
メールには、必ずご担当者様の署名と連絡先を記載のこと。締め切り以降の質疑はご遠慮願います

## 12. その他 本工事は、本仕様書・建築基準法・他関係諸官庁の定める法令規則に準拠し施工すること。